

## 第41回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会

令和7年9月1日

### 1 開 会

○司会

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

ただいまから、第41回村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会を開会いたします。

### 2 挨 捶

○司会 開会に当たりまして、宮城県環境生活部長の末永よりご挨拶申し上げます。

○末永部長 皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、そして、残暑厳しい折にお集まりをいただきまして、大変ありがとうございます。

この評価委員会では、平成19年に開催した第1回から長きにわたりまして、これまでに実施した支障除去対策の評価を行うため、周辺地域の生活環境に及ぼす影響に係るモニタリングの方法や結果の評価について、ご審議をいただいてまいりました。大変ありがとうございます。

県といたしましては、継続して引き続き、周辺住民の生活環境の保全につながるよう、モニタリングや維持管理等、適切な対応を図ってまいります。

さて、本日でございますが、諮問事項1件、報告事項2件を予定しております。諮問事項につきましては、令和6年度下半期に実施いたしました環境モニタリング結果について、ご審議をお願いしたいと考えております。また、報告事項につきましては、1件目が、雨水排水工前後の処分場の状況について、2件目が、モニタリング計画の改正案に係る事前説明について、ご報告をさせていただきたいと考えております。

委員の皆様には、専門的見地を含め、様々な観点からご審議、ご意見を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 本日の出席者につきましては、次第裏面の名簿をご覧願います。

本日は、急遽欠席となられた井上委員と風間委員を除く8名にご出席していただいております。

なお、稻森委員につきましては、Webシステムを用いてのご出席ということになっております。

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査評価委員会条例第4条第2項では、会議の成立要件を委員の半数以上の出席としておりますことから、本日の会議が成立していることをご報告いたします。また、本会は宮城県情報公開条例第19条の規定に基づき、原則として公開する者とされておりますので、あらかじめご了承ください。

ここで、傍聴される方々にお願いいたします。会議の傍聴にあたりましては、お手元に注意事項を配布しておりますので、ご遵守お願いいたします。

次に事務局をご紹介させていただきます。宮城県環境部長、末永でございます。

○末永部長 どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 環境生活副部長、伊藤でございます。

○伊藤副部長 どうぞよろしくお願ひいたします

○司会 竹の内産廃処分場対策室長、石橋でございます。

○石橋室長 石橋でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

○司会 同じく総括技術補佐、渡邊でございます。

○渡邊総括技術補佐 渡邊でございます。本日はどうぞよろしくお願ひいたします。

○司会 総括長補佐の渥美と申します。よろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をお願いいたします。

初めに、次第、裏面に出席者名簿も記載しております。続いて、座席表。続いて、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書（案）について諮問の写し。続いて、資料1から資料5と記載しました資料。以上でございます。配付漏れなどはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それではここで議事に先立ちまして、委員会条例第3条の規定により委員長、副委員長を選出していただく必要がございます。委員長、副委員長が選出されるまでの間、部長の末永が会議を進行させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは末永部長に会議の進行をお願いいたします。

○ 末永部長 進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。それでは委員長及び副委員長の選出を行いたいと思います。委員会条例第3条第1項の規定によりまして、委員の皆様のご選任により委員長及び副委員長を定めることになっております。委員の皆様からご自身、または他薦についてご提案はございますか。

○山田委員 事務局案があればお願ひいたします。

○末永部長 他にはいかがでしょうか。山田委員から事務局案ではどうかとのご提案がございま

した。他にご意見やご提案がないようでしたら、事務局から事務局案の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは事務局案をお話しさせていただきたいと思います。前期に引き続き、西村委員長、風沢副委員長、藤副委員長ではいかがでしょうか。（「異議なし」の声あり）

○末永部長 事務局案に対しまして異議なしということでご承認をいただきました。ご賛同いただきましたので、そのように決定したいと思います。

それでは委員長が決定しましたので、一旦司会にお返ししたいと思います。

○司会 それでは、ここからは評価委員会条例第4条第1項の規定により、西村委員長に議長をお務めいただきたいと思いますので、西村委員長、よろしくお願ひいたします。

○西村委員長 皆様、おはようございます。

ただいま委員長にご推薦いただきました西村でございます。引き続き緊張感を持ちましてこの委員会を進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

昨今、本日もとても暑いですが、地球レベルで気象が変わってきたようでございまして、県北のほうでは渇水というような状況も起こっておりますが、一方で、秋田のほうでは洪水も起こっているということで、今まで前提としてきた条件で環境の影響を見るということは難しい状況にもなってきているかもしれません。

そのような状況でございますが、やはり住民の皆様の健康が第一ということでございますので、しっかりと様々想定しながら、できるだけの対応を取っていって、影響がないようにしていくということをこれからも継続していく必要があろうと思いますので、委員の皆様には忌憚のないご意見を頂戴しながら、できるだけ委員会の使命に従いまして遂行していかなければというふうに思っておりますので、どうぞご協力よろしくお願ひいたします。

それでは、着座にて進めさせていただきます。

それでは、議題に入る前に1点ご確認させていただきます。

傍聴者からの発言希望がありますので、会議終了後にお認めすることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「異議なし」の声あり）

異議なしということで、それでは、会議終了後に発言の時間を設けたいと思います。

### 3 議　題

#### （1）諮問事項

村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書（案）について

(令和6年度下半期モニタリング結果)

○西村委員長 それでは、議題に入ります。

(1) 諮問事項の村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場生活環境影響調査報告書（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、諮問事項、令和6年度下半期の生活環境影響調査報告書（案）についてご説明いたします。

お配りした資料は3点でございます。資料1が報告書（案）の本体、資料2が要点を抜粋した概要版、それから資料3がA3のモニタリング結果の一覧表でございます。

本日は、主に資料3のモニタリング結果をご説明しながら、必要に応じて、資料2により補足せていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料3をご覧ください。

資料3の青い線で囲んだ2つの列が令和6年度下半期のモニタリング結果でございます。左側に基準値を超過した項目名、右側に具体的な測定値と地点数を記載しております。参考値として、青い線の左側にはそれぞれ、左からこれまでの全期間と令和6年度上半期の状況も併記しております。

初めに、調査目的の1つ目、「2. 1 生活環境保全上の支障の有無の把握」について説明いたします。

まず一番上、大気環境調査でございます。処分場内と対象地点の村田町役場の2地点において、1月に調査を実施しておりましたが、大気環境基準等の超過項目はございませんでした。

その下、硫化水素連続調査ですが、処分場の敷地境界と村田第二中学校の2地点において、調査対象期間を通じて24時間連続で硫化水素を測定しております。測定値は定量下限値である0.005 ppm未満となっており、管理目標値としております0.02 ppmに適合しております。

その下、放流水質調査です。年4回調査する項目について12月と2月の2回、調査を実施しております。全ての項目で、準用する管理型最終処分場の放流水基準に適合しておりました。

その下、河川水水質調査です。年4回調査する項目について12月と2月の2回、2地点で調査を実施しました。放流先となる荒川の水質は、BODが環境基準を超過しておりましたが、BODは上流側と下流側で同程度の値であることから、放流水の影響はないものと考えております。

その下、バイオモニタリング調査です。12月に放流地点の上流側と下流側の2地点で調査

を実施しました。AOD値が400%以上であり、上下流で同程度の値を示し、魚類の生息に支障がない、つまり、生態系に影響を及ぼさないと考えられる結果でございました。

以上が調査項目2. 1の状況でございます。

続きまして、調査目的の2つ目、「2. 2浸透水等の地下水の拡散又はそのおそれの把握」について説明いたします。

浸透水水質調査でございます。ダイオキシン類について10月から11月にかけて1回、その他の調査項目につきましては12月と2月の2回、11地点で調査を実施しております。

調査項目の一番上、地下水等検査項目基準に対応する項目では、クリーム色で網がけをしております鉛、砒素、BODが基準を超過しておりました。

鉛は1地点、H16-11で基準を超過しておりました。基準値0.01mg/Lに対し、0.011mg/Lという結果でございました。

砒素は1地点、こちらはH16-13で基準を超過しておりました。基準値0.01mg/Lに対し、0.015mg/Lという結果でございました。

BODは7地点で基準を超過しており、基準値20mg/Lに対して、最大で47mg/Lでした。令和6年度上半期、隣の数字ですが、令和6年度上半期と比較すると、基準超過地点は3地点増加し、最大濃度は28mg/Lから47mg/Lと増加いたしました。多くの地点において概ね横ばいまたは緩やかな低下傾向を示しておりますが、緩やかな上昇傾向を示す地点も確認されております。

調査項目の2番目、ほう素などの地下水環境基準に対応する項目です。緑色で網がけされましたほう素とふつ素が基準を超過しておりました。

ほう素は5地点で基準を超過し、基準値1mg/Lに対して、最大で9.1mg/Lでした。前期と比較して超過地点は1地点増加しております。

ふつ素は7地点で基準を超過し、基準値0.8mg/Lに対して、最大で2.2mg/Lでした。前期と比較して超過地点数は変わらず7地点でした。

どちらも変動は見られるものの、多くの地点において横ばいもしくは緩やかな低下傾向が見られております。

調査項目の最後は、3番目、ダイオキシン類です。今回の評価期間においては基準超過はございませんでした。

次に、下の地下水水質調査でございます。ダイオキシン類については、10月から11月にかけて1回、その他の項目については12月と2月の2回、10地点で調査を実施しております。

H17-19において砒素、H26-2においてBODが基準を超過しておりました。なお、この2か所は、これまで複数回基準超過が確認されている箇所でございます。

H17-19の砒素でございますが、処分場上流側の地点であることから、処分場からの汚染の可能性は低く、自然由来のものであると考えております。H26-2は処分場の下流側に位置しており、後ほどご説明いたしますが、BODの基準超過に関しては処分場からの影響の可能性は低いものと考えているところです。

ここで、調査項目の詳細をご説明いたしますので、資料2の30ページをお開きください。

各観測井戸におけるBODの経年変化図でございます。全体としてですけれども、概ね横ばい、または緩やかな低下傾向を示しておりますが、緩やかな上昇傾向を示す地点が4地点ございます。左側の一番上のH16-10、それから、2つ下のNo. 3b、そこから2つ下のH16-3、上段の左から3つ目のH17-15の4地点でございます。なお、場外地下水については、下流側の地下水のH26-2において基準を超過しておりましたが、BODの基準超過は今回を含めて4回、これまで単発的に発生しており、ほかの地点と同様に横ばい傾向であったことから、処分場からの影響の可能性は低いものと考えております。

以上が調査項目2. 2の状況でございます。

資料3にお戻りいただきますようお願いいたします。

調査目的の3つ目、「2. 3 処分場の状況の把握」についてご説明いたします。

一番上の発生ガス調査では、処分場の観測井戸17地点で、毎月、発生ガスの状況を調査しております。硫化水素濃度はH16-6で最大47ppm、メタン濃度はNo. 3で最大85%と、ほかの地点より高い傾向が見られております。発生ガス濃度については、硫化水素濃度は概ね横ばいの傾向、メタン濃度は、変動が見られる地点もございますが、これまでの変動の範囲内で推移しております。発生ガス量については、全調査地点で横ばいから低下の傾向が見られており、17地点のうち12地点ではガスの発生が非常に少ない状況でございました。

次に、地中温度調査です。10地点で、2月に調査を実施しております。処分場内で最も地中温度が高かった地点はH16-13で、埋立区域外地点との温度差は7.8°Cでした。全体的に、横ばいもしくは緩やかな低下傾向が見られており、埋立区域外との差も小さくなっております。No. 5において、令和4年12月から令和5年9月頃にかけて、一時的に温度が上昇したことがございましたが、直近では上昇前と同程度の温度が確認されております。なお、この地点に限らず、地中温度についてこれまでと異なる状況が確認された場合には、温度調査を直営で行うこととしております。

次に、地下水位調査でございます。21地点の地下水位を1時間ごとに連続測定しております。各観測井戸の地下水位の最高水位と最低水位の高低差は、これまでと同様の範囲内でした。なお、評価対象期間の半年間の降雨量は216mmであり、過去9年間の下半期の降雨量の中では3番目に少ない状況でした。

その下の多機能性覆土状況調査及び地表ガス調査について、11月に調査いたしました。結果は、全ての地点で硫化水素濃度は定量下限値の0.1ppm未満でした。これらの調査結果から、最終処分場から大気中への硫化水素の確認は認められないと考えております。

以上が、調査項目2.3の状況でございます。

ここで、資料2の25ページをお開きください。

これらのモニタリング結果を踏まえまして「2.4環境モニタリングの評価（総括）」としてまとめさせていただいております。

内容といたしましては、処分場敷地境界において硫化水素及び有害物質の拡散による大気汚染は認められなかったこと。

河川水の水質調査では、上流側と下流側で同様の水質の傾向を示しており、バイオモニタリング試験でも魚類の生育に支障がないと考えられる結果であったことから、処分場からの放流水による河川水への影響はないと考えられること。

処分場下流側地下水の水質は、一部の観測井戸におけるBODを除き、廃棄物処理法で規定される規制基準を満たしており、場内浸透水が周辺地下水へ及ぼしている影響は少ないと考えられること。

以上から、本調査期間において処分場から発生するガス及び浸透水等に起因する周辺生活環境への影響は概ねないものと考えられる、としております。

今後の課題といたしまして、次の2点、黒い四角のところですが、こちらを挙げております。

1点目は、「処分場内の観測井戸の地中温度については、周辺のLoc.1aと比較として、前年度の同じ期間よりも差が縮小しており、埋立区域内のほとんどの観測井戸では横ばいか低下傾向を示している。しかし、No.5地点の浅部で令和4年12月から令和5年9月頃に一時的に温度が高い状況が確認されたことや、一部観測井戸ではガスの発生が依然として認められること、他地点と比較し硫化水素やメタンが高い濃度を示す地点も確認されることから、廃棄物埋立区域内では、微生物による廃棄物の分解反応が継続しているものと考えられる。また、処分場内の浸透水では、鉛、砒素、BODが廃棄物処理法に定める地下水等検査項目基準を超える地点、ほう素、ふつ素は環境基準を超える地点があることなどから、処分場内はまだ安定した状況には

至っていないと考えられる。」としております。

続きまして、2点目は、「周辺地下水では、埋立区域よりも上流側に位置するH17-19で砒素が地下水等検査項目基準を超過したが、これまでの調査結果から自然由来である可能性が考えられる。また、H26-2でBODが地下水等検査項目基準を超過したが、その他の項目については、全ての地点で地下水等検査項目基準等に適合していた。処分場の浸透水では地下水等検査項目基準を超過している項目（鉛、砒素、BOD）や環境基準を超過している項目（ほう素、ふつ素）があり、これらによる周辺地下水での値の上昇傾向は現状では認められないものの、処分場内の地下水は上流側から下流側へ少しづつ流下していることが考えられることを踏まえ、今後も状況の変化を確認するための継続した調査が必要である。」としております。

以上の2点を課題に挙げ、本処分場はまだ廃止できる状態ではないと判断しております。

まとめといたしましては、「引き続きモニタリングを継続し、処分場の状況を把握し、周辺環境の影響を考慮しながら、生活環境の保全に繋がるよう、適切な対応を図っていく必要がある。また、処分場の安定化に向け、下流側の周辺地下水では基準値超過は概ね認められないものの、処分場内の浸透水で基準値を超過する項目が確認されていることを考慮し、値の変化に注視しながらデータの集積と解析を進める。また、近年緩やかな上昇傾向を示す地点もあるBODについては、処分場内における有機物の分解反応や窒素化合物の硝化反応に着目しながら、必要に応じてATU-BOD分析を行うなど、データの集積と解析を進め、当該処分場が廃止に至るまで、適切な維持管理を継続する必要がある。」といたしました。

以上で諮問事項について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○西村委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの諮問事項につきまして、ご質問、ご意見のある方は挙手にてご発言をお願いいたします。稻森委員、何かご意見ございますでしょうか。何かあるかなと思って指名させていただきました。

それでは、皆様、ご意見、ご質問等お願いいたします。何かございませんでしょうか。どうぞ。

○田村委員 全般的には、今、特に問題にしなければいけないようなことはないと思うんですが、私がよく見ることになっている地下水につきましては、あまり大きな降雨がなかったので、回りはですね。ただ、やはり降雨に反応の早い地点と、それからそうでない地点がありますので、なぜそうなのかということも含めて今後ともやはり見て、同じくらいの精度での観測は継続してい

ただくのがいいのではないかというふうに思います。

それから、これはやや荒っぽい感想ですが、浸透水のいろいろなその汚染状況を見ますと、まだ反応が続いているという結論はそのままで結構だと思うんですが、それは決して場内一様ではない。いろいろな濃度とか、それから温度から見まして、特に注目すべきエリアというものが何となく絞られてくるのではないかというような気がいたします。そういうところを中心に何か見ていく、つまり、いろいろな方法も含めて、方法の検討も含めて見ていく必要があるのか、それとも、この場内一様の観測を続けることがよろしいのか、考えるのはこういう委員会のところしかないかと思いますので、事務局の方も、それから、委員の皆さんも含めて、もし時間が許せば、そんな長期間やってもすぐ結論が出るような問題ではないと思いますので、短時間でも議論できればいいかと思っております。

○西村委員長 ありがとうございます。2点、ご指摘をいただいたと思います。

まず、降雨の影響に関して、今回は、この半期、下半期、特に大きな降雨とか目立った影響とかということはないということだったと思いますが、過去からのデータを見ますと、降雨による様々な影響がいろいろ見られるということで、この解析ができるだけ進めていくべきとというご指摘と伺いました。これは事務局のほうでもよろしいですね。

○事務局 はい。

○西村委員長 そして、もう一つ、モニタリングを複数箇所やっておりますが、様々状況が変わっていると。例えば、地中温度一つ取っても、まだまだ土のほかの部分とある程度差があるところと、ほぼ同じになってきたようなところ等々、データとして見えてきているのではないかと。それらを踏まえて、影響評価、アセスですのでメリハリを利かせるような形での評価をしていく必要もあるんではないかというご指摘と思います。特に、やはりデータを取っておりまして、影響がないということは、きちんとデータを取りながら評価していくかなければいけないのですが、ある程度先を見ますと、どういう状況になっているのか、もう少し深く考察できるような形にしていく必要があろうかなというご指摘というふうに承りました。

これについては、今日に限らず議論を継続していきたいと思いますが、何かご意見ございますでしょうか。今の田村委員のご指摘に限らずで結構ですが、時間がある限り議論させていただければと思います。山田委員、いかがでしょうか。

○山田委員 今の田村委員のお話を聞いていて私自身も感じるのは、面的に各地点でどういう基準値をオーバーしたとか、あるいは守られているとかという議論よりも、例えば、この概要版の資料2の20ページに、地下水位調査地点図など、これがそのまま水脈を表示しているものでは

ないにしても、何か水の流れに応じて個々の地点でどのような変化を示したのか、そういうことをこの報告の中まとめていただき、一様ではないところの温度差、温度差というのは捉え方の差というものを表現したほうが適切なのではないかなというふうに思っています。埋立てのいろいろな埋立物のむらとか一様ではない部分ももちろんありますので、そういうことも踏まえて、この変化が今後どのように推移していくのかをどのようなモニタリングで評価するのか、それをしっかりと捉えたいなというふうに思いました。

以上です。

○司会 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。稻森委員はいかがでしょうか。

○稻森委員 すいません。私のコメントをさせていただきます。

それでは、資料3の26ページのところです。左側ページですけれども、いつも言っていますけれども、処分場の廃止基準の達成状況というところの一番下、浸透水の水質が次の要件を満たすことということで、地下水の検査項目の基準適合というのものBOD 20mg/l以下というのがありますと、先ほどのご説明で、処分場の周辺の地下水についてBODは僅かに超過し、ほう素、ふつ素は適合しておりましたということでした。これは特段問題は起こらないというご説明がありました。それで、この処分場の廃止基準に合うために、浸透水の水質を守るにはどうしたらいいかというので、ほう素とかふつ素とか鉛とか砒素、こういったものは放置していても恐らく低下していかないのではないかといえます。基準を満足するまでの対策として、BODもそうなんですが、私もいろいろ、以前、対応策を練ったことがあるんですが、ほう素とかふつ素とか鉛とか砒素、これは凝集沈殿で処理するというのが一般的なのですけれども、例えばポリ塩化アルミニウムとか、PAC、粉末活性炭などを添加すれば当然濃度は低下すると思います。この反応はpHとの関係もありますから、実験を委託されているところに行ってもらえばいいんじゃないかなと思います。例えば、地下水をくみ上げてみて、そこにPACを入れる、粉末活性炭を入れるなりして、ほう素とかふつ素とか鉛とか砒素の濃度がどのくらい低下するのかというような情報を得ておくことは重要と考えます。

それと、BODを下げるためには、ATU-BODも当然あるのですけれども、そもそもBODを下げるには、微生物反応によって有機物を分解除去するというのが一般的といえます。以前、酸素を供給する方法とか試験されておりましたけれども、それが今どうなっているのかを知りたいというのと、以前も私提案いたしましたけれども、マイクロバブルというのはそんな大きな費用はかかるないんじゃないかなと思いますが、そのような方法の技術的検討と、実験などを

行うことによって、今後この処分場の廃止に当たって必要な対応策ができるのではといえますので、今後早めに検討されるとよいのでは思い、意見を述べさせていただきました。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。廃止に向けての様々なご意見ということで頂戴いたしました。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

それでは、まだ報告事項等も残っておりますので、本日頂戴いたしました様々な重要なご指摘に従って、今後、この委員会のみならず、何かしらの形で委員と事務局とで議論していただくようなことも含めて、これまで蓄積されてきたモニタリングのデータを生かしつつ、将来にどういうふうに展開していくかというような議論を進めることができるかどうか、検討していただくのがいいかなというふうに思いますので、その方向で、ちょっと、今日のご意見は、アドバイスはいただいたということにさせていただければと思います。

手元に今議論させていただいておりますこの諮問事項の案ということで、報告案についてもご報告いただきましたが、先ほどから異議はないというようなご意見を頂戴いたしておりますが、これについては、さらにいかがでしょうか。すいません、ちょっとページ数が分からなくなってしまったんですけども。（「25ページです」の声あり）25ページですね。25ページの環境モニタリング評価の総括について、諮問事項でございますが、これについてのご意見はいかがでしょうか。

それでは、ご欠席されている委員の方のご意見とかはございますでしょうか。

○事務局 伺っております。

資料の記載につきましては、特に意見、異論はございませんということでした。

一方で、「BOD、砒素、ほう素の超過検出箇所が減らない理由を考察してほしい」とのご意見を頂戴いたしました。

BODにつきましては、近年緩やかな上昇傾向を示す地点もあり、その明確な理由は判明しておりません。過去に行ったATU-BOD分析の結果から、アンモニア性窒素の硝化反応が寄与している可能性が考えられます。

砒素につきましては、近年、H16-13の1地点が基準を超過しております。試料をろ過し溶解性砒素の濃度を測定したところ基準に適合していたことから、浮遊物質や土粒子に付着した砒素の影響があるものと考えております。

ほう素につきましては、BODや砒素に比べると、長期的に見れば低下傾向で推移していま

すので、いざれは環境基準に適合するものと推察しております。

ご意見につきましては以上でございます。

○西村委員長 すいません。ただいまの意見は、風間委員、井上委員、お二人分の合わせてですか。

○事務局 風間委員です。

○西村委員長 風間委員。はい、ありがとうございます。

それでは、生活環境影響調査報告書（案）につきまして、修正というご意見は頂戴しておりませんので、この形で答申したいと思います。

そして、様々ご意見頂戴いたしました。要因を解析するということ、大きくは、まとめてお話ししますと、今集積しているデータの結果から見えてきている現象について、要因をできるだけ解析するようにという方向でのご意見だと思いますので、これについては、引き続き検討させていただければと思います。

それでは、以上で諮問事項の生活環境影響調査報告書（案）については終わらせていただきます。

## （2）報告事項1

雨水排水工前後の処分場の状況について

○西村委員長 続きまして、報告事項1として、雨水排水工前後の処分場の状況について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項1、雨水排水工前後の処分場の状況について説明いたします。

資料4をご覧ください。

前回の評価委員会において「場内の雨水排水工前後でデータがどのように変化したのか教えてほしい」との発言を受けまして、過去のモニタリングデータの確認を行いましたので、今回ご報告いたします。

資料4、2のところをご覧ください。

雨水排水工・覆土整形工についてのところです。平成19年度から平成20年度にかけて、処分場全体に雨水排水工及び覆土整形工を実施しました。目的は2つございます。廃棄物層への雨水浸透を抑制、埋立地内の保有水の水位を安定させ、水位上昇に伴うガスの発生防止や浸出水の拡散防止を行うこと。処分場内の廃棄物層と覆土層の境界面に滞留している高濃度の硫化水素

等の大気への放散や悪臭を防止することの2点でございます。実施内容としましては、場内及び周縁の排水路整備及び場内約7万平方メートルの整形を行いました。

施工後の処分場内の流水方向については、下の図1に示しております。また、資料裏面、図2には、施工前後の写真を掲載しております。

次に、写真の下、3、施工前後の調査地点についてです。施工当時は現在よりも調査地点数が少なく、施工前後の状況を比較できる地点は限定されております。施工以前から現在まで継続して調査を行っている地点は資料に掲載しているとおりです。これらの地点の主要な調査結果について、3ページ及び4ページに掲載をしております。

平成21年3月までに施工が終了しておりますので、それ以降の調査を施工後の調査としてグラフ縦の赤線で印をつけております。施工後、雨水排水工施工後ということです。また、参考として、平成17年度に実施した緊急対策、こちらについてもグレーの線で印をグラフにつけております。

4にお戻りいただきまして、4の施工前後の調査結果についてです。硫化水素連続調査については、基準値超過は見られなくなりました。また、水質調査については、ほう素、ふつ素など、低下傾向で推移している項目もありましたが、数値が上下している項目も見られました。発生ガス調査については、発生ガス量が低下した井戸も見られました。

硫化水素連続調査及び発生ガス調査については、当該工事によりガスの放散が抑制された結果、硫化水素や発生ガス量が低下したと考えております。一方で、水質調査の結果について一定の傾向は見ることができませんでした。当該工事は、ガスの発生防止や浸出水の拡散防止が目的であったため、水質への改善効果は小さかったものと考えております。

この件については以上でございます。

○西村委員長 それでは、ただいま事務局から説明がありました事項について、よろしいですか。では、どうぞ。

○田村委員 幾つか私の記憶と違うようなところがあつて、工事の目的が、これは場内のことですね。場内でのことなんですが、それとあわせてか、それとは別になるか、そこがはっきりしないんですが、この処分場北側に集落、人家がございますね。そこに行く道路がしばしば冠水するので、その対策として、場内も含む排水のやり方を検討というか、修復、修繕といいましょうか、する必要があるので工事が行われたというふうに私は記憶しているんですが、それは違いましょうか。その場外での境界、すぐ外側での排水状況というようなことは、この工事の目的ではなかったのですか。その辺のところがちょっと不確かなものですので、確認したいと存じます。

○事務局 基本的に、当時、事業の目的としましては、先ほど説明をしたとおり、場内の排水をしっかりととするという形のものでございました。外からの水を集めて排水をするというところは目的には入ってなかつたというふうに、当時の資料ではなっておりました。

また、結果としてそういうふうになったところも、もしかするとあるのかもしれません。

○西村委員長 どうぞ。

○田村委員 これは、ひょっとすると地元の方とか地域の方のほうが詳しいのではないかと思うのですが、この資料の1ページの地図でいいますと「北側雨水排水工」という文字が2つ入っておりますが、その中間辺りのところでしばしば道路冠水が見られて、それに対して地元の方から苦情が出ている。それを何とかしなければならないので、関連して場内の排水工も整備したというふうに私は記憶しているんですが、その場外のことは全く関係ないお話ですか。

○西村委員長 はい、どうぞ。

○事務局 申し訳ございません。少し訂正させていただきます。

先ほど確認をしたところ、確かにこの目的に書かれているのは、法律上このような目的で実施したということで、場内ということではあったのですが、実際に付随する効果・目的として、周辺の冠水というものの対策というのも含まれていたということでございました。失礼いたしました。

○田村委員 それも解消されたというふうに理解してよろしいですね。はい。その辺のことについての言及が全くなかつたものですから、あるいは、これは私、別途の2つの工事があって、そのうちの1つだけの話がこれなのかなというふうに思っていたんですが、それは誤解ですね。

○事務局 当時の工事としてはこの工事でございます。

○田村委員 ここに処分場内、今の図です。図の1。「処分場内雨水排水工」という文字があって、そこから矢印が伸びていて、その矢印がその水路にぶつかる辺りのところの右側で切れておりますね。排水工が。そこから西のほうはその北側を回って排水するように、東のほうは、この基礎の水路に直接と。ここが切れたのはこの工事のときですか。それとも、以前から切れていて、そのままなんですか。

○事務局 すいません。今のお話ですが、中央部の少し左側に水路が横に青い線で入っておりますが、そこがちょっと真ん中のところですれているというところで、そこから右側に流れていく、東側に流れていく矢印と西側に流れていく矢印、水路があるというご質問ということでございます。

そちらにつきましては、ここは当然分岐点のところでございますので、ここはつながらない

ような形で施工をしたということになっております。

○田村委員 そうすると、今切れているところについては、従来のままそのまま残ったというふうに考えてよろしいですか。

○事務局 新しく造ったということです。

○田村委員 新しく造った。従来は、ここは、従来といいましょうか、大昔、処分場が造られた頃の排水工としては、ここはつながっていて、全部、右のほうに流れるようになっていたのですが、それがこの工事のときに、このように改良された。改良といいましょうか、改められたのでしょうか。

○事務局 すいません。ちょっと詳細今持ち合わせていないものですから、後ほどお話しさせていただきたいと思います。

ただ、実際に、当時の工事の目的としましては、処分場内の排水がきちんと整理されて、このような形で流れるように整備をしたということでございます。

その前の状況はどうなのかというのは、ちょっとすいませんが、後ほどまたご報告させていただきたいと思います。

○田村委員 私が聞きたかったのは、この前後でもってBODが、BODだけではないんですが、観測点で大きく上昇していることがありましたものですから、場内の排水の経路に問題があるのかなというふうに思ったわけです。このつながり具合のことについては、後日、ご確認いただければと思います。

○西村委員長 図の1に見られる矢印は排水工完了後ということで、その排水工の作成する前の流れと、その水の流れがどのように変わったのかということが分かるようにしていただければということですね。それはいろいろデータを解析するのに重要な情報ですので、よろしくお願ひいたします。

ほかにご質問、ご意見等。岡田委員、お願いします。

○岡田委員 この方法につきましては、非常にある興味深く聞かせていただきました。非常に私も関心があります。

多分、田村委員のお話があった北側の話は、この話は、たまり水等があるので、それも工事の1つに入れるという話だったと思います。

それで、こういう形でやつたら何が違うのかというと、やはり処分場に入ってくる水が以前よりも少なくなったということだと私は思っておりますが、それが3ページ、4ページに書かれているものにどのように変化があるかということが、対策の一つのサジェスチョンになるのかな

と私は思っておりましたが、ほとんど差がありませんし、ガスのほうは経年変化でだんだん少なくなっていることは確かでありますので、そこと処分場に入ってくる水の量が少なくなつての影響ですね。そのところがあまりはつきり分かっていない。要するに結論的には、まとめていただきました中で、こういう工事をやりまして、マイナスにはなつていないと。ですから、やや減少している、または平衡状態であるということに対して、非常に安心したところであります。特にこの工事をやりまして、全ての数値が高くなつたとか、そういうことはありませんので、非常に安心をしたものであります。ありがとうございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見、ご質問等ございませんでしょうか。どうぞ。

○山田委員 ちょっと別の観点で、今後の見通しについて、事務局サイドのお考えを示していただきたいんですけども、本日、西村委員長からの冒頭の挨拶の中にもありましたように、非常に気象の変動が激しく、大雨とか土砂流出による被害も各地で出ております。その中、この雨水排水工を施したことによって、今考えられているどのような雨に耐えられるといいますか、その結果、この埋立地の内部にいたずらに自然災害の影響を及ぼさずに済むのか、その辺の見通しについてちょっとお考えがあつたらお願ひします。

○西村委員長 どうぞ。

○事務局 雨水排水という点に関しましては、今回この工事、19年から20年にかけての工事で一定程度の成果を得られたというふうに考えておりまして、先ほど説明しましたが、目的が硫化水素発生による臭いですね、硫化水素発生を抑制するという目的でございまして、こちらのほうは数値上もある程度の効果が得られたものと考えられていますし、排水につきましても、現在のところ雨水排水についてはしっかりとできているのかなというふうには考えております。

ただ、一番西側のところ、図1でいきますと右側のところでございますが、こちらのほうが現在、道路が雨が降ると冠水をするような状況が続いております。こちらのほうは、今、町のほうで工事を施工する形になっておりまして、すぐに冠水するという状況は改善されるものと期待しているところでございます。

以上です。

○山田委員 ありがとうございます。多分こういう工事をするときには、1時間何mm程度の見込みを持って速やかに排除されることとか、そういう計算の下でいろいろな基準を基に設置されているものだと思います。それが計画されたのが今からもう20年ぐらい前になるんですかね。結構随分前になりますので、そこから今後見通しを立てていくときに、この設備が安定してとい

うか、維持できるのか。その維持できなかつたときに、また、当初の目的であるその内部のガスの発生が、不変動というか、不均一に発生し得るのか、あるいは水質への影響はどうなんだろうかとか、そういうこともやっぱりそろそろ考えておいてもいいのかなと。それによって必要な工事があれば、適宜また追加の整備を進めていくことが、この処理場内の安定化を進める上で大事なのかなというふうに思いましたので、今後の検討課題の一つとして挙げておいていただければと思います。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかに何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

事務局のほうでご欠席の委員よりご意見等頂戴していれば、お願いいいたします。

○事務局 風間委員からご意見を伺っております。

「雨水排水工の施工後に、モニタリングの信頼性が増したことを理解いたしました」とのご意見をいただきました。

以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほか何かご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

そういたしましたら、報告事項でございますが、田村委員より、さらに追加の資料といいますか、排水工完了前の水の流れとの比較が分かるように説明を加えていただきたいということをございましたし、さらには山田委員からも追加で、なかなか難しい解析になるかも知れませんが、データがありますので、できるだけということで、今雨が降った状況の中で、どのような流れになっているのか、必要に応じてモニタリングなり等々追加していく必要があるかどうかを含めて解析を加えてほしいということで、これも担当なりで対応していただくとありがたいと思います。

### (3) 報告事項 2

#### モニタリング計画の改正案に係る事前説明について

○西村委員長 それでは、続きまして、報告事項2としまして、モニタリング計画の改正案に係る事前説明について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、報告事項2、モニタリング計画の改正案に係る事前説明について説明いたします。

資料5をご覧ください。

工事後のモニタリング計画は、支障除去対策工事の終了後に、場内廃棄物による周辺の生活環境への影響を把握し、地域住民の安全安心を確保するために実施する生活環境影響調査の計画を定めたものです。モニタリングに当たっては、調査方法等を適時見直すとしており、これまでのモニタリング結果を踏まえ、今回見直しを行うことを考えております。

2、改正案の内容をご覧ください。2点ございます。一つが、放流水水質調査の測定項目「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ改めるもの、もう一つが「大気環境調査を終了し、モニタリング計画から削除する」ものです。

3の流放流水水質調査についてをご覧ください。

令和7年3月3日付の改正省令により、最終処分場の放流水基準における「大腸菌群数」が「大腸菌数」に改正され、4月1日より施行されました。そのため、放流水の測定項目をこれに合わせ改正いたします。なお、今年度の放流水測定は、モニタリング計画改正前の調査となりますので、「大腸菌群数」と「大腸菌数」の両方を測定することとしております。

次に、大気環境調査についてご説明いたします。4、大気環境調査についてをご覧ください。

平成15年に調査を開始し、平成21年度及び平成26年度に調査項目を縮小、令和5年度に調査頻度を縮小しまして調査を行ってきております。今回は、次に述べる3点の理由により、生活環境影響調査には支障がないものと考えられるため、大気環境調査を終了し、モニタリング計画から削除したいと考えております。

理由の1点目は、平成15年の調査開始時から令和6年度までの調査まで、全ての測定項目で環境基準や指針値を超過したことはなく、増加傾向も認められること。2つ目の理由として、処分場内と対象地点の結果で大きな差異は認められず、宮城県内の大気測定局や全国平均と比較しても大きな差異は認められること。3つ目の理由として、過去の処分場対策で支障のおそれがあるとされた硫化水素については、硫化水素連続調査でモニタリングをしていることでございます。

1つ目及び2つ目の理由については、資料2ページに掲載した表、裏面ですね。それから、資料4ページから5ページに掲載した調査結果のグラフについて、環境基準や指針値より十分低い値が測定されていることを示しております。3つ目の理由につきましては、現在実施している硫化水素連続調査は今回の改正では変更せず、今後も引き続き実施する計画としております。また、各観測井戸で調査しております発生ガス調査についても継続する計画としております。なお、資料に記載はございませんが、県で実施しております健康相談の件数につきましても、平成22

年度以降は相談数は0件となっております。

資料3ページ目をご覧ください。廃止基準の達成状況について掲載しておりますが、一番上の項目、処分場からの悪臭に係る項目については、大気環境調査ではなく、硫化水素連続調査で調査している項目となっております。

1ページに戻っていただき、5の本計画の改正日は、令和8年4月1日を予定しております。

6、今後のスケジュールといたしましては、本日ご審議いただいた内容を基に改正案を作成し、今年度下半期に開催予定の評価委員会において改正案を諮問する予定としております。

この件につきましては以上でございます。

○西村委員長 ご説明ありがとうございました。

それでは、ご質問、ご意見、お願ひいたします。どうぞ。

○岡田委員 大気環境調査のことにつきまして、先ほどご説明していただきましたことにつきまして、意見ということかもしれませんけれども、ちょっとお話しさせていただきます。

後ろに表が載っておりますとおり、非常に環境基準、要するに人体に対する影響評価の環境基準に対しては全く数値が低いということで、物理的な評価としてはこれで十分で問題はなく、モニタリングを終了してもいいと思っておりますが、先ほど室長のほうから、地域の住民の環境影響の話をされておられました。そのところは、実はこれを行ったということは、委員会が開催されておりましたけれども、過去ですね。硫化水素のほうは大分落ちて、ほとんど環境基準に適合したものであったわけですけれども、多くの住民の方が健康被害を訴えられておられたので、モニタリングを、このように非常に環境基準よりも数値が低い数値であるわけですけれども、原因がどこにあるか、環境被害に対して、それを突き止めるということでモニタリングを進めたと思います。したがいまして、地域の住民の方の健康被害との現状のしっかりした報告書を見せていただきますと、要はこういうモニタリングを中止するということは、健康被害の問題を非常に重視して、それを裏づけるためにモニタリングをしているということでございましたので、今回は物理的なモニタリングが第一面に出ておりますけれども、本来は、健康被害の現状がどうなのか、そしてモニタリングがどうなのかという、ちょっと順番が、ご説明の順番が違う感じ、ちょっと違和感があると思っております。

基本的には、健康被害も全く今現れていないのかどうかよく分かりませんけれども、非常に収束していることは確かと思いますし、物理的にもこういうデータを添付していただいたものを見ても、非常に問題ないということでございますので、モニタリングを中止することにおいては私は問題ないと思っておりますが、先ほど言いましたように、ご説明の第1番と第2番とお話し

しましたが、それはちょっと順番が異なっているのではないかと、ちょっと違和感を感じております。

以上です。

○西村委員長 どうもありがとうございます。全くご指摘のとおりと思いまして、何のためにモニタリングをするかという原点に返って考えますと、健康被害を防止するだの、生活環境に影響がないということを確認していくことが趣旨ですので、通常のご説明の中に、健康相談ですか、被害の不安とかもないというような情報もご提供いただきましたが、できればペーパーで出していただいて、さらに、私のほうから少しお願いがありますが、ぜひ、現状においてどういうような状況か、住民の方々にもヒアリングをしていただいてというようなことを、併せて次回議論をさせていただけるといいかなというふうに思います。

岡田委員はご専門なので、モニタリング自体、適正になされて、影響がないということで、モニタリングを今回で終了すること自体にはご賛同いただいているというふうな理解をしましたが、これはしっかりと説明を、説明責任を果たしながら改正していくということを、手続を踏ませていただければというふうに思います。

ほか、委員の皆様からご意見頂戴できればありがたいと思います。いかがでしょうか。

「大腸菌群数」を「大腸菌数」へ改めるのは、これはある種、機械的というか、これも本質的に糞便性というか、人間のし尿由来のもの、汚染がないことを確認するのに、大腸菌数のほうが適切だということで変更になったものですから、これはこのとおり改正させていただくということで、2つ目の丸の「大気環境調査を終了し、モニタリング計画から削除するもの」というのも、引き続きこの方向で検討させていただく中で、次回には、先ほどのようなご意見を踏まえて、影響がないことを確認したということで、ご理解いただければと思います。

こちらも欠席の委員より意見がございますでしょうか。

○事務局 風間委員からご意見を伺っております。

モニタリング計画の改正案についてはご賛同をいただいております。

その他「超過検出がある場所を空間的に絞り込めるようなモニタリングをしてはどうか」「廃止のシナリオにつながるようなモニタリング方法、恒久的な対策に予算を費やしてはどうか」とのご意見を頂戴しております。

さらなる計画改正の際や、その他の調査を実施する際に検討して考えてまいりたいと考えております。

ご意見につきましては以上でございます。

○西村委員長 ただいまのご意見も踏まえて、何かさらにご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、継続してこの方向で検討させていただくということにいたします。

以上で報告事項の2のモニタリング計画の改正案に係る事前説明については、終了させていただきます。

全体で少し意見を十分にお伺いできなかつたかもしませんが、何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、議事を終了とさせていただきまして、事務局にお返しいたします。

なお、会議の冒頭でご了承させていただきました傍聴者の発言につきましては、閉会後にお願いをするということにいたします。

#### 4 閉　会

○司会 長時間にわたりご審議いただき、誠にありがとうございました。（「その他で」の声あり）分かりました。

それでは、すいません、次第のほうで、次第のほうにはなかつたのですが、その他ということで何かご意見ございますでしょうか。

○大沼委員 村田町の大沼です。

その他ということで、報告だけさせていただきたいと思います。

こちら、村田町竹の内地区産業廃棄物最終処分場の令和6年2月2日に開催された第38回の評価委員会で、その他として説明させていただいておりました、竹の内地区産業廃棄物最終処分場前の町道千塚竹ノ内線局部改良工事の進捗ということで報告をさせていただきたいと思います。

現在進めております町道千塚竹ノ内線局部改良工事につきましては、令和7年の3月に工事請負契約を締結させていただきまして、同年の6月から工事に着手しております。これまでに軟弱地盤の地盤改良工事を完了しまして、現在は、排水工、構造物工の施工を行っております、9月末の完了を予定しているところでございます。

今後の工事契約等につきましては、今年の秋頃に契約ができるように現在準備を進めているということで報告を町担当課から受けておるところでございます。

詳細につきましては、町担当課から情報が入り次第、委員の皆様方に、できるだけ早く報告できるようにしたいというふうに考えております。

以上で町道千塚竹ノ内線局部改良工事の進捗の報告をさせていただきました。よろしくお願  
いいたします。

○司会 ご報告ありがとうございました。

その他、ほかにございませんでしょうか。

それでは、長時間にわたりましてご審議いただきありがとうございました。

次回の評価委員会の開催日程等につきましては、委員長と相談させていただいた上、調整さ  
せていただきたいと考えております。

議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認いただくこととしておりますので、あら  
かじめご了承ください。

以上をもちまして、第41回評価委員会を閉会いたします。

本日は誠にありがとうございました。

(終 了)

○西村委員長 それでは、会議の冒頭でご了承させていただいたおりました傍聴者の発言につきまして、鈴木健一様からご要望がありましたので、お認めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○鈴木 どうもすみません。鈴木でございます。

まず最初に、先ほど委員会の中で議論がございました処分場北側の排水工ですね。もちろんぐるっと回ってくるんですが、雨水排水工については、これは当時、やはりあそこの住宅ね、北側のほうには住宅が並んでおりまして、その前の道路が冠水してとても通れないっていうふうなことが、まず最初の突破口でした。それで、結局あそこの山を、家の裏を通ったり、山の上に登ったりして通るような状況だったんですよね。したがって、まずそのところをね、やはり改正しなきゃいけないというふうなことから、そこから始まったと。それで、場内を一回りぐるっと回すような形になったということで、私はそのように思っていますので、まずそのことをお伝えをしておきたいと思います。

次に、今、町のほうからも報告になりました処分場前の前面道路ですね。これは東側になります、これが東側の前面道路。これの今かさ上げ工事というようなことで始まっております。これはこの評価委員会でも2023年、令和5年、一昨年でしたかね。第37回のちょうど9月1日の評価委員会の中で、やろうと、やりましょうというふうな、今設計中ですというふうなことで町から話のあったことに基づくものでございます。とにかく処分場のところは、搬入車がどんどん入って、道路がどんどん沈んでしまって、冠水して、車がふくふく浮いてしまったというふうな事件もございました。これは2年ぐらいかかるというふうなことになっておりますけれども、これほどの工事によって周りの環境が大分良くなるんじゃないかというふうなことで期待をしているところでございます。

次に、処分場跡地利用の在り方については、2011年の、これは平成の23年でしたけれども、地権者24名全員による署名捺印によって、この処分場敷地については、県に全面的にとにかくこれは無償譲渡したいというふうな申入れを行いました。しかし、次の年、県のほうからは、この土地について、敷地について、取得する考えはございませんというふうな回答はありましたけれども、現実的に言ってとにかく25メーターも廃棄物が入っているわけですから、そこは田んぼに戻すということはこれは不可能なことであってですね、そういうのも考えられない。また、そういう状況の中で農作物を作るなんてこともね、これもやっぱり有り得ないことなんで、これはやっぱり公共用地として、県などからこれをやはり管理してもらうということが一番いいのではないかというふうに思っているところでございます。したがって、県のほうでも、今から

ですね、そういったことで跡地利用について、ぜひ地権者の要望に基づきまして、そのようなことで今から検討していただきたいなというふうに思っているところでございます。特にやっぱり環境問題ね、今いろいろとありますので、あの土地は6万7,000平米ありますけれども、ぜひ、例えば子供たちが自然に親しむ野外活動の場にするとか、あるいはまた林間学校とか、いろんな教育面での施設にするのが一番ベターじゃないかというふうに私は考えているんですがね。そんなことも含めて、ぜひそういう見通しの明るい方向をぜひ検討していただきたいというふうに考えております。

ただ、今回のこの評価委員会でもあるように、この廃止ですね。処分場の廃止そのものは、いまだまだ先が見えないというふうな状況がございます。しかし、稻森委員からもあったように、例えば、PACとかそういうものを投入することによって、どのくらいそういう変化ができるのか、そういうことなんかもありましたけどね。やっぱりいろいろ対策について、ひとつ検討をしていただきたいなど。少しでも、一日も早く廃止に向けた方向というものを、見通しを、住民としては見ていただきたいと、そのことが私たちの望みです。ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○西村委員長 貴重なご意見をありがとうございました。

それでは、本日はこれで終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。